

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西尾市	西尾地区(西尾集落) 住崎町、矢曾根町、今川町、丁田町、寄 近町、徳次町、寄住町、熊味町、八ツ面 町、志籠谷町、中原町	令和5年3月23日	令和4年3月22日

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	189.9 ha
②地区内における中心経営体を含む担い手農業者の農地面積の合計	87.1 ha
③アンケート調査等に回答した地区内の農地面積の合計	134.7 ha
④地区内における60才以上の農業者の自作農地面積の合計	34.6 ha
i うち後継者がいる農業者の自作農地面積の合計	12.8 ha
ii うち貸出意向のある農業者の自作農地面積の合計	17.2 ha
⑤地区内において中心経営体を含む担い手農業者が引き受ける意向のある農地面積の合計	11.0 ha
(備考) 地区の耕地面積の内、中心経営体を含む担い手農業者が継続的に営農をおこなう見込み農地が 過半以下のため、令和2年度に実質化の取組をおこなった地区 ③～⑤の農地面積の合計は、令和2年度に実施したアンケート結果	

2 対象地区の課題

- 実質的に所有者が耕作できていない農地が多数存在する。
- 畑に対する灌水設備がない地区も多いため、畑の利用率が低い。
- 市街化区域に隣接した地区であり、農道がないため大型の機械の搬入が難しい。
また畑で大豆の栽培を行っている場所もあるが、住宅が多く農薬等の散布が他の地区より
厳しいことや街路灯による発育不良により収量が確保できない。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

本地区の農地利用は、ブロックローテーションを中心とした土地利用型農業と施設園芸農業を両立し、地区全体で農地の有効利用を図る。特に麦、大豆においては、地域で協力し大規模かつ効率的に作業することを目指す。そのために地区の中心的となる経営体へ利用集積を更に進める。

所有者の協力を含めた耕作放棄地化を抑えつつ、畑の集積・集約化を図ると共に農業用の水利に関する改善を模索する。

(参考)中心経営体

属性	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
	(氏名・名称)	経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稻・麦・大豆	9850a	水稻・麦・大豆	10700a	西尾集落他
認農	B	水稻・麦・大豆	3800a	水稻・麦・大豆	5300a	西尾集落他
認農	C	水稻・麦・大豆	4400a	水稻・麦・大豆	4800a	西尾集落他
認農法	D	水稻・麦・大豆	5600a	水稻・麦・大豆	6000a	西尾集落他
認農	E	水稻・麦・大豆	8100a	水稻・麦・大豆	9200a	西尾集落他
認農	F	茶専作	300a	茶専作	400a	西尾集落他
認農	G	施設野菜	32a	施設野菜	32a	西尾集落
認農	H	水稻・麦・大豆	6200a	水稻・麦・大豆	7500a	西尾集落他
認農	I	水稻・麦・大豆	5500a	水稻・麦・大豆	7000a	西尾集落他
認農	J	水稻・麦・大豆	16900a	水稻・麦・大豆	17000a	西尾集落他
認農	K	茶専作	30a	茶専作	40a	西尾集落他
認農	L	水稻・麦・大豆	5700a	水稻・麦・大豆	7000a	西尾集落他
認農	M	緑化木	121a	緑化木	150a	西尾集落他
その他	N	水稻	438a	水稻	450a	西尾集落他
その他	O	緑化木	25a	緑化木	25a	西尾集落
認農	P	茶専作	700a	茶専作	500a	西尾集落他
認農法	Q	露地野菜	104a	露地野菜	500a	西尾集落他
計	17人					

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、それ以外の中心経営体は「その他」と記載しています。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現在から概ね5～10年後の意向を掲載しています。

注3:「経営面積」欄には、対象地区内における中心経営体の経営面積ではなく、西尾市内全体地区における経営面積を記載しています。

注4:農業を営む範囲に記載のある集落の後に「他」がつく農業者は、他地区においても中心経営体として、記載をしています。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○ 農地の貸付け等の意向

アンケートによる貸付け等の意向が確認された農地は、277筆、206,105㎡となっている。

○ 農地中間管理機構の活用方針

- ・地区として、農地の集積・集約に取り組む場合は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。